

若い人を雇用しようとしている建設業者の皆さん！！

兵庫県の補助金を活用してみませんか



定時制高校生や29歳以下の若者
(新規学卒者、外国人技能実習生を除く)を
3ヶ月以上期間雇用した場合・・・

賃金などの**半額**を補助します！
補助金上限50万円

※その他詳しい条件等については裏面をご覧ください。

まずはお気軽にお電話でご相談ください！

兵庫県土木部契約管理課建設業班 担当：大島

TEL: 078-362-9249

兵庫県HP「建設業若年者入職促進・人材育成事業補助金」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks02/28hojyokin.html>



建設業若年者入職促進・人材育成事業補助金（建設企業向け）について

1 事業の目的

将来を担う若年入職者の確保や若い世代への技術継承に向けた取組に要する経費に対して補助することにより、建設産業の持続的な発展を図る。

2 事業概要

- (1) 補助対象者 : 建設業を営む中小企業者（※）または当該中小企業者が代表となる協力会社との共同体
※兵庫県内に本店を有し、令和7年4月1日時点で建設業法第3条に基づく許可の取得が5年を超えている者
※資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社または個人
- (2) 補助対象期間 : 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
※事業実施までに事業計画を提出し、承認を受けることが必要。
- (3) 補助金額の上限 : 1人あたり50万円（1企業あたり1人まで）
- (4) 補助率 : 補助対象経費の1/2以内
- (5) 補助対象事業

事業の区分	事業の内容・要件
定時制高校生等入職促進事業	定時制・通信制高校生及び満29歳以下の若年者を期間雇用し、働きながら技能を習得するための訓練を実施する事業 雇用対象 : <u>定時制・通信制高校生及び令和7年4月1日時点で満29歳以下の若年者（新規学卒、外国人技能実習生を除く）</u> 雇用期間 : <u>令和7年4月1日以降から3ヶ月以上の期間雇用</u> が必要 (概ね週3日、1日当たり4時間以上の勤務) ※なお、兵庫県が実施する建設業育成魅力アップ協議会事業への協力を依頼する場合があります。(1日程度)

- (6) 補助対象経費 : 賃金（通勤手当、時間外手当、資格手当等を含む）、社会保険料（事業主負担分）
※令和8年3月31日までに支払いが完了することが必要です。

(7) 帳簿等の整理

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿、証拠書類を整理し、補助事業が完了した翌年度から5年間の保存が必要

3 手続きの流れ

(1) 事業計画の募集・承認

- ・補助金の申請に先立ち、事業計画の承認が必要
- ・令和7年4月1日（火）から随時申請

※なお、予算の都合上、採択されない場合があります。

※事業の実施要件（3ヶ月以上の期間雇用）により、11月末までを申請期限とします。

(2) 補助金の交付申請

- ・事業計画の承認の後、期間雇用者を確保できた段階で補助金交付申請書等を提出

(3) 補助金の交付決定

- ・補助金交付申請書に基づき、内容審査のうえ、補助金の交付を決定

(4) 補助金の実績報告の提出

- ・補助金実績報告書の提出、証拠書類等の確認
- ・提出期限：事業完了の日から起算して30日を経過した日もしくは令和8年4月10日（金）のいずれか早い日

(5) 補助金の請求及び交付

- ・確認終了後、請求に基づき補助金を交付

※令和5年度より補助金業務に係る通知書の公印を省略します。公印が必要な場合は、事前にご相談ください。